

議案第49号

磐田市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

磐田市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和5年6月15日提出

磐田市長 草地博昭

磐田市印鑑条例の一部を改正する条例

磐田市印鑑条例（平成17年磐田市条例第135号）の一部を次のように改正する。

第10条に次の1項を加える。

- 5 第1項の規定にかかわらず、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。以下同じ。）の交付を受けている印鑑登録者が、印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証の提示に代えて個人番号カードを提示して申請することができる。この場合において、第2項及び第3項の規定にかかわらず、市長は、公的個人認証法第38条第1項の規定による確認をした後において、当該申請をした者に対し、印鑑登録証明書を交付するものとする。

第10条の2中「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）」を削り、同条の次に次の1条を加える。

（電子情報処理組織による印鑑登録証明書の交付）

第10条の3 第10条の規定にかかわらず、印鑑登録者が、磐田市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成18年磐田市条例第38号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証の提示を省略することができる。

附 則

この条例は、令和5年8月1日から施行する。ただし、第10条の2の次

に 1 条を加える改正規定は、令和 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

磐田市印鑑条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第10条 略 2～4 略 (追加)</p> <p>(民間端末機による印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第10条の2 第7条第2項及び前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、自ら民間端末機（民間事業者が設置し、かつ、地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して、本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機器をいう。）において、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）を使用して、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第33条第1項の規定により設定した暗証番号その他必要な事項を入</p>	<p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第10条 略 2～4 略 5 <u>第1項の規定にかかわらず、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。以下同じ。）の交付を受けている印鑑登録者が、印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証の提示に代えて個人番号カードを提示して申請することができる。この場合において、第2項及び第3項の規定にかかわらず、市長は、公的個人認証法第38条第1項の規定による確認をした後において、当該申請をした者に対し、印鑑登録証明書を交付するものとする。</u></p> <p>(民間端末機による印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第10条の2 第7条第2項及び前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、自ら民間端末機（民間事業者が設置し、かつ、地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して、本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機器をいう。）において、個人番号カード _____ _____ _____ _____を使用して、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第33条第1項の規定により設定した暗証番号その他必要な事項を入</p>

現行	改正案
<p>力することにより、印鑑登録証明書の交付の申請をし、その交付を受けることができる。</p> <p>(追加)</p>	<p>力することにより、印鑑登録証明書の交付の申請をし、その交付を受けることができる。</p> <p><u>(電子情報処理組織による印鑑登録証明書の交付)</u></p> <p><u>第10条の3</u> <u>第10条の規定にかかわらず、印鑑登録者が、磐田市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成18年磐田市条例第38号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証の提示を省略することができる。</u></p>